

30こ未第436号
平成31年1月15日

関係市町 児童福祉主管課長 様

長崎県こども未来課長
(公印省略)

保育所等における乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止
及び救急対応策の徹底について（通知）

先般、福島市の認可外保育施設において、午睡中であつた1歳2ヶ月の男児が死亡した事故が発生しました。

本事案では、同市が同園に求めていた10分おきの見回りを遵守せず、1時間おきの見回りとしていたこととうつぶせ寝にしていたことが問題視されております。

全国状況では、平成29年度には77名の乳児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

各施設におかれましては適正に対応されていることと存じますが、本県における乳幼児突然死症候群の防止に係る指導については、国が定めている基準は現在無いものの、別紙のとおり、事故防止及び救急対応策についてとりまとめました。

同様の事案を本県で発生させないよう、貴市町におかれましては、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設（幼稚園型認定こども園を構成する施設を含む）に対し、周知徹底していただきますようお願いいたします。

(参考)

- 教育・保育施設等における事故防止事故発生時の対応のためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122587.html>
- 長崎県認可外保育施設指導要綱・指導監督基準
<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kosodateshien-shoshikataisa-ku/kodomo-shisetsu/165258.html>

担当：長崎県 こども未来課 原田
電話：095-895-2684
FAX：095-895-2554

乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止

- 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。
- 何よりも一人にしないことが大切です。
- 寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。

具体的には…

- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

- **照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ**
- **乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。**
- **仰向け寝を徹底する（医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く）**
 - ・ 1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行うようにしましょう。
- **午睡（睡眠）時チェックをきめ細やかにを行い、記録する**
 - ・ 必ず一人一人チェックし、0～1歳児は、その都度書面に記録しましょう。
 - ・ 0歳児は5分に1回実施し、1歳児は5分に1回実施することが望ましいが、最長でも10分を超えることがないようにしましょう。
 - ・ 2歳以上児は、定期的に観察、確認を行いましょう。
 - ・ 預け始めの時期は特に注意してチェックしましょう。
 - ・ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしましょう。
 - ・ 人任せにしないよう、チェックする担当を明確にしましょう。
- **適切な温度管理を行う。（厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない など）**
- **保護者と緊密なコミュニケーションを取る**
 - ・ 預け始めの時期や体調不良による欠席明けは特に注意して、家庭でのお子さんの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取るとともに、保育園でのお子さんの様子もきめ細やかに報告しましょう。また、保護者に対しても、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防や睡眠中の事故防止について周知しましょう。

救急対応策の徹底

- 事故・病気等の際の救急対応策について、改めて確認・見直しを行うとともに、職員に周知徹底し、研修・訓練を実施しましょう。

どの時間帯でも、どの職員体制でも、救急対応ができるようにすることが大切です。

□ 常時複数職員配置の徹底

- ・緊急時に適切に対応するためにも、常時職員を複数配置しておくことが重要です。
- ・認可外保育施設にあっては、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設で、有資格者が1人で保育している場合、緊急時に近隣の応援体制が得られるようお願いをしておく等、体制作りが必要です。

□ 緊急時対応マニュアルの作成・見直し

(対応項目)

- 119番通報
- 心肺蘇生措置（人工呼吸、心臓マッサージ、AED）等応急措置
- 保護者への連絡
- 他の児童の保育
- ・睡眠時に異変に気づいたら、直ちに足先など抹消部を刺激し、名前を呼ぶなど意識の確認をしましょう。また、気道閉塞の様子はないか、観察してください。
- ・119番通報と心肺蘇生措置は同時に行う必要があります。
- ・曜日別、時間帯別、職員体制別に役割分担を明確にしておきましょう。

□ 救急対応訓練の実施

- ・訓練をしていなければ、緊急時に動転してしまい、適切な対応が取れません。
- ・定期的に、救急対応訓練を行いましょう。事故内容、曜日、時間帯、児童数、職員体制等が異なる状況を想定し、また全ての職員が対応できるようになるよう、訓練を行いましょう。

□ 救命講習の受講

- ・関係機関で救命講習を実施していますので、開催時期や対象をお問い合わせいただき、「救急救命訓練」を積極的に受講しましょう。

(救命講習(例))

- ・日本赤十字社 長崎県支部（救急法など） TEL:095-821-0680
<http://www.nagasaki.jrc.or.jp/lecture/>
※幼児安全法についても実施されていますので、同支部にお問い合わせください。
- ・その他、消防署においても、講習が実施されておりますので、お近くの消防署にお問い合わせください。

認可外保育で1歳死亡 うつぶせ寝、10分おき見守らず（朝日新聞）

2018年12月26日20時43分

男児が死亡した南福島保育園 2018年12月26日午後6時1分

福島市は26日、同市伏拝の認可外保育施設「南福島保育園」で、うつぶせで昼寝していた1歳2カ月の男児が死亡したと発表した。市は市内の保育園に睡眠中は10分おきに見守るよう指導していたが、同園は守っていなかった。警察は司法解剖をして死因を調べる。

市などによると、男児は25日正午から保育室で昼寝を始め、午後2時ごろに父親が迎えに来た際、職員が起こそうとしたところ、うつぶせでぐったりした状態だった。父親が119番通報し、病院に搬送したが死亡が確認された。

当時、保育室には死亡した男児を含めて0～1歳児15人が睡眠中で、基準の3人を上回る4人の職員で見守っていた。市は市内の保育園に1歳児は10分おき、0歳児は5分おきに睡眠の状況を確認するように指導しているが、同園の丹治洋子園長は取材に「当日は1時間おきだった。大変申し訳なく思います」と謝罪した。

うつぶせ寝は子どもが窒息する恐れがあるため、厚生労働省は2016年に作ったガイドラインで、仰向けに寝かせることや呼吸の状態を定期的を確認することを保育施設に求めている。